

取得価額の合計額が次の表以上のもの。ただし資本金額が5,000万円超の事業者については、新增設による取得の場合に限る

対象業種	資本金額		
	5,000万円以下	5,000万円超～1億円以下	1億円超
製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上		